

学 則

名古屋文理大学
(平成28年4月)

名古屋文理大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、名古屋文理大学と称する。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、かつ自由と責任を重んずる立学の精神に則って、幅広い教養を養成し、健康生活学、情報メディア学に関する教育研究を行い、もって学識深く心身健全にして社会有為な人材の育成を目的とし、学術の振興と科学文化の増進に寄与し、ひいては国家の発展と世界平和の実現に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定・実施体制等については、別に定める。

第2章 学部、学科とその教育研究上の目的および収容定員

(学部、学科と教育研究上の目的)

第4条 本学に次の学部および学科を置く。

健康生活学部 健康栄養学科

フードビジネス学科

情報メディア学部 情報メディア学科

2 前項の各学部・学科の人材の養成に関する目的とその他の教育研究上の目的は下記の通りとする。

健康生活学部

健康生活学部は、物・サービス・情報が過剰ともいえる現代社会の中で、人々が心身ともに健康で“質の高い生活”を送るために必要な知識と見識を備え、食と栄養に関わる様々な課題に科学的に取り組み、問題解決を図ることのできる人材を育成する。

健康栄養学科

健康栄養学科は、人々の健康の維持・増進、疾病の予防と治療を目的として、様々なライフステージや臨床的要請に対応した栄養学の幅広い知識と技術を身につけ、的確な指導と教育を通して人々の健康な生活に貢献しうる管理栄養士を育成する。

フードビジネス学科

フードビジネス学科は「食」の安全・安心を基軸におき、食品学や調理学を

はじめ、食品の製造－流通－消費の過程に関わる知識や、多様な食生活や食文化に関わる幅広い知識を学修した後、高度な専門知識を備えた職業人となるための明確なキャリアデザインに基づき体系的にフードビジネスの専門知識を身につけることにより、食品メーカー、食品流通業、フードサービス業などのフードビジネスの各分野で活躍できる応用力、実践力のある人材を育成する。

情報メディア学部

情報メディア学部は情報の持つ社会的役割を多面的に教育研究し、情報社会で不可欠な情報システムやネットワークに関する知識と技術を身につけ、情報活用能力、コミュニケーション能力、創作能力を磨き、社会で実践的な活動ができる人材を育成する。

情報メディア学科

情報メディア学科は、幅広い情報を自在に取り扱える能力を身につけ、複雑な現代社会で求められる問題解決能力、企画・立案能力、文化創造力を養う。情報システムの仕組みや特性を理解し、それらが持つ文化・社会への影響に十分配慮しながら、情報システムの構築やコンテンツの創造、企画・コミュニケーションに関わる総合的な能力の育成をめざす。

(収容定員)

第5条 前条の学部学科の収容定員は、次の通りとする。

健康生活学部	健康栄養学科	入学定員	80名
		収容定員	320名
	フードビジネス学科	入学定員	70名
		収容定員	280名
情報メディア学部	情報メディア学科	入学定員	100名
		収容定員	400名

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、学期の授業期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 11月8日

夏期休業日 8月1日から8月31日まで

冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

春期休業日 3月26日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程および単位の認定

(修業年限)

第9条 修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第37条第1項の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学するこ

とができない。

- 3 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学習意欲等を総合的に審議し、学長は在学の延長を認めることがある。
- 4 本学の学部に3年以上在学した者が、卒業要件単位を優秀な成績で修得し、別に定める基準をみたしたと認める場合には、第1項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

(授業科目の区分)

第10条 授業科目を分けて、基礎教育科目、および専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類・単位数は、別表第一および第二の通りとする。

(教職課程)

第11条 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数は別表第三の通りとする。

(履修すべき授業科目および修得すべき単位数)

第12条 修業年限は4年であるがその間に履修すべき授業科目および修得すべき単位数の最低限度は次の通り124単位とする。

- (1) 健康生活学部

健康栄養学科・フードビジネス学科

- ① 基礎教育科目は必修科目を含めて30単位以上
- ② 専門教育科目は必修科目を含めて82単位以上
- ③ 基礎教育科目、専門教育科目から12単位以上

- (2) 情報メディア学部

情報メディア学科

- ① 基礎教育科目は必修科目を含めて36単位以上
- ② 専門教育科目専門基礎科目は必修科目を含めて16単位以上
- ③ 専門教育科目専門科目は必修科目を含めて30単位以上
- ④ 専門教育科目専門基礎科目及び専門教育科目専門科目から42単位以上

- 2 健康生活学部フードビジネス学科の専門教育科目の単位数には、情報メディア学部情報メディア学科において履修した専門教育科目について修得した単位数を12単位を限度として含めることができる。

- 3 情報メディア学部情報メディア学科の専門教育科目の単位数には、健康生活学部フードビジネス学科において履修した専門教育科目について修得した単位数を12単位を限度として含めることができる。

(進級の取扱い)

第12条の2 学生が3年次に進級するためには、2年次後期終了時に各学科とも定められた単位数を修得しなければならない。

- 2 進級に関して必要な事項は別に定める。

(一年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

(他大学または短期大学における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生が当該大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本学の承認を受けて学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学および短期大学以外の教育施設における学修)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学の専攻科または高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第 49 条により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学の専攻科または高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定により単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は行わない。
(単位の計算)

第 17 条 各授業科目の単位数は 1 単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習および実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 5 章 入学、試験および卒業

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、情報メディア学部については、学年の途中においても学期の区分に従い入学させることができる。

(入学資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各項の一に該当する者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
3. 学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(入学者の選考)

第 20 条 入学志願者については別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第 21 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の手続を行う。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(試験)

第 22 条 試験は通常毎学期末において実施する。

- 2 試験について必要な事項は別に定める。

(学修の評価)

- 第 23 条** 授業科目の成績は試験その他の成績により担当教員が判定する。
- 2 成績判定はA＋(100～90点)・A(89～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)・D(60点未満)・O(認定)・X(不認定)の評価で表し、A＋・A・B・C・Oを合格、D・Xを不合格とする。
 - 3 やむを得ぬ事情で前条の試験を受けなかった者には、教授会の議を経て学長が承認したときに追試験を行うことがある。
 - 4 不合格科目については一定期間を経た後、再試験を行うことができる。
 - 5 学修の評価に関して必要な事項は別に定める。

(卒業)

- 第 24 条** 4年以上在学し第12条に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 2 本学に3年以上在学した者で、卒業単位を優秀な成績で修得したと認める者には、別に定める規定によりその卒業を認定することができる。
 - 3 学長は卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

(学士の学位)

第 25 条 前条により卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学士の名称は、次に定める区分とする。
健康生活学部 健康栄養学科 学士(栄養学)
 フードビジネス学科 学士(フードビジネス学)
情報メディア学部 情報メディア学科 学士(情報メディア学)

(教育職員免許状取得)

第 26 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)および教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)に定めるほか、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次の通りとする。
健康生活学部 健康栄養学科 栄養教諭一種免許状
情報メディア学部 情報メディア学科 高等学校教諭一種免許状(情報)
(栄養士の資格および管理栄養士国家試験受験資格ならびに、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格)

第 27 条 栄養士法第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許を得ようとする者および栄養士法第5条の3第4号の規定に基づく管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康生活学部健康栄養学科に在籍し、栄養士法施行令、栄養士法施行規則および管理栄養士学校指定規則に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。管理栄養士養成に関する細則は別に定める。
また、食品衛生管理者および食品衛生監視員の任用資格を得るには、同学科に在籍し、食品衛生法施行規則に定める別表一の一の授業科目および単位数を修得しなければならない。

第6章 休学、復学、留学、退学、再入学、転学、転入学、編入学、転学部・転学科および除籍

(休学)

第 28 条 疾病その他やむを得ない事由により1学期以上休学しようとするときはその事由を具し、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書の添付を必要とする。

(休学の命令)

第 29 条 疾病の種類によっては休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第 30 条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に延長することができる。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間はこれを在学期間に算入しない。

(復学)

第 31 条 休学中の者にしてその事由がやみ復学しようとするときは、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第 32 条 外国の大学に留学を志望する者は、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 24 条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第 33 条 退学しようとする者は、その理由を添えて、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(再入学)

第 34 条 退学した者で、再入学を願い出た者は、選考の上許可することがある。

(転学)

第 35 条 他の大学の入学試験に応じまたは転学しようとする者は、その事由を添えて、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(転入学)

第 36 条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上転入学を許可する。

2 転入学に関して必要な事項は別に定める。

(編入学)

第 37 条 本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上3年次に入学を許可する。

2 編入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者または大学に2年以上在籍し所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国の大学、短期大学を卒業または大学に2年以上在籍し所定の単位を修得した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上でありかつ課程の修了に必要な総時間数が1700時間以上であるものに限る）を修了した者

3 編入学に関して必要な事項は別に定める。

(転学部・転学科)

第 38 条 学生が本学の他の学部・学科への転学部・転学科を志願するときは、選考の上教授会の議を経て学長が許可することがある。

2 転学部・転学科に関して必要な事項は別に定める。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第9条に定める在学期間を超えた者

(2) 第30条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第7章 授業料、入学金および検定料

(授業料等)

第40条 授業料等は、別に定める金額を毎年前後2期に分けて徴収する。

2 徴収時期は前期分(4月～9月の分)は4月中、後期分(10月～翌年3月の分)は10月中とし、それぞれ年額の2分の1を徴収する。

(退学、停学、休学時の授業料等)

第41条 退学の場合は該当期分の授業料等を徴収する。

2 停学を命ぜられたときはその期間中も授業料等を徴収する。

3 休学の期間は授業料等を徴収しない。

4 休学の期間の在籍料は別に定める。

(授業料未納時の扱い)

第42条 授業料等を所定の期間内に納めないときは、講義その他の課程に出席しまたは図書閲覧・学内施設を利用することができない。

(入学検定料および入学金)

第43条 入学志願者は、別に定める検定料を納めなければならない。

2 入学手続きにあたっては、別に定める入学金を納めなければならない。

(入学金・授業料等の扱い)

第44条 既納の入学金・授業料等は返付しない。ただし、入学手続き後本学所定の期日までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く学納金を返付することがある。

第8章 職員組織

(職員)

第45条 本学に次の職員を置く。

学 長

副 学 長

教 授

准 教 授

助 教

助 手

講 師

事務職員

技術職員

そ の 他

2 職員に関する規定は別に定める。

(事務部等)

第46条 本学に事務部および教学部を置く。

第9章 教授会

(教授会の構成)

第47条 各学部の教授会は、学長および専任の教授・准教授をもって組織し、必要に応じて専任の助教その他の職員を加えることができる。

2 学長は教授会を召集しその議長となる。ただし学長に支障があるときは学部長が議長となる。

3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

(教授会の審議事項)

第48条 教授会においては次の事項を審議する。

(1) 教員人事に関する諮問事項

(2) 学術研究に関する事項

- (3) 教育課程に関する事項
- (4) その他学部に関する事項
- (5) 入学ならびに試験および卒業に関する事項
- (6) 学生の資格認定および身分に関する事項

第10章 科目等履修生，聴講生，外国人留学生，および長期履修学生

(科目等履修生)

第49条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第22条および第23条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第52条 第9条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 懲戒および賞

(懲戒)

第53条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第54条 懲戒の種類は譴責・停学・退学とする。

- 2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賞)

第55条 学生で品行方正・学術優秀な者または学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て学長はこれを賞する。

第12章 付属施設

(付属施設)

第56条 本学に次の付属施設を置く。

- (1) 図書情報センター
- (2) 体育館
- (3) 学生寮

- 2 前項の各付属施設に関する事項は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第57条 本学は、教授会の議を経て、学術の理論と応用に関する知識・技術等を普及するため公開講座を随時に開催する。

2 公開講座に関する科目・聴講料等はその都度これを定める。

第14章 特別の課程

(特別の課程)

第58条 本学は、教授会の議を経て、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関して必要な事項は別に定める。

第15章 基礎教育センター

(基礎教育センター)

第59条 本学に基礎教育センターを置く。

2 基礎教育センターに関して必要な事項は別に定める。

第16章 名古屋文理 食と栄養研究所

(名古屋文理 食と栄養研究所)

第60条 本学に名古屋文理 食と栄養研究所を置く。

2 名古屋文理 食と栄養研究所に関して必要な事項は別に定める。

第17章 地域連携センター

(地域連携センター)

第61条 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成17年4月1日から施行する。

2. 平成17年4月1日から情報文化学部情報文化学科および社会情報学科の学生募集を停止する。

なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。

3. 第5条の規定にかかわらず平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、学部名、学科名、入学定員、収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
情報文化学部	情報文化学科	0	380	0	260	0	130
	社会情報学科	0	380	0	260	0	130
	情報メディア学科	180	180	180	360	180	540
健康生活学部	健康栄養学科	80	240	80	320	80	320
	フットビジネスイク学科	70	70	70	140	70	210
合 計		330	1250	330	1340	330	1330

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 情報文化学部社会情報学科は、当該学科に在籍する者がいなくなったため、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

1. 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 情報文化学部情報メディア学科およびPR学科は、平成24年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、情報文化学部は、在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。
3. 第5条の規定にかかわらず平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、学部名、学科名、入学定員、収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康生活学部	健康栄養学科	80	320	80	320	80	320
	フットビジネスイク学科	70	280	70	280	70	280
情報メディア学部	情報メディア学科	100	100	100	200	100	300
情報文化学部	情報メディア学科	0	300	0	200	0	100
	PR学科	0	240	0	160	0	80
合 計		250	1240	250	1160	250	1080

附 則

1. 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 情報文化学部情報文化学科は、当該学科に在籍する者がいなくなったため、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

1. 本学則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は，平成27年4月1日から施行する。
2. 情報文化学部PR学科は，当該学科に在籍する者がいなくなったため，平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

1. 本学則は，平成28年4月1日から施行する。